平成２６年（フ）第１０１７０号
埼玉県三郷市彦成３丁目12―12―206
債務者　中里　繁男
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１７８号
東京都北区堀船２丁目22―１―904
債務者　金本宗海こと　金　　宗海
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１７９号
東京都北区堀船２丁目22―１―904
債務者　宮原惠子こと　李　　惠子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１８０号
東京都板橋区東新町１丁目４―９
債務者　小川　曜世
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３２６号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目１番36―801号
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４８号
静岡市葵区南瀬名町６番29号
債務者　八木　常司
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月22日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４４９号
静岡市葵区南瀬名町６番29号
債務者　八木　香子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月22日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４８２号
静岡市葵区瀬名川３丁目16番６号　ハイリゲンブルート２Ｂ
債務者　松久保誠五
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月22日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０１０１号
神奈川県秦野市水神町６―６
債務者　鈴木　正代
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１４９号
東京都足立区竹の塚３丁目11―５―103
債務者　野坂　文子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１５４号
東京都中野区白鷺２丁目13―14―205
債務者　久保田　牧（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１７１号
東京都足立区花畑７丁目10―４―404
債務者　田中　　勝
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１７２号
東京都足立区花畑７丁目10―４―404
債務者　田中サナエ
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第６２号
千葉県君津市久留里市場570番地
破産者　有限会社えい―わん企画
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第５９号
千葉県木更津市長須賀368番地
破産者　有限会社日本地工
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第２０４号
埼玉県川越市大字的場1118番地５
破産者　有限会社水上エンジニアリング工業
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部